

**第 54 期（令和 6 年度）熊本地方最低賃金審議会  
第 2 回 熊本県最低賃金専門部会議事録**

- 1 日 時 令和 6 年 7 月 26 日（金） 14 時 30 分～16 時 30 分  
2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 大会議室  
3 出席者

（公益代表委員） 倉田委員、本田委員

（労働者代表委員） 齊藤委員、西委員、山本委員

（使用者代表委員） 岩永委員、浦田委員、原山委員

【事務局】齊藤労働基準部長、吉田賃金室長、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

- （ 1 ）最低賃金法第 25 条第 6 項に基づく意見聴取について  
（ 2 ）基本的見解の表明  
（ 3 ）その他

5 議事内容

専門監督官

定刻になりましたので、ただ今から令和 6 年度第 2 回熊本県最低賃金専門部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

まずは定足数の報告です。岩永委員におかれましては、熊本地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第 5 条 1 第 1 項に基づき、テレビ会議システムにて出席されています。なお、テレビ会議システムによる当専門部会への出席は同条第 2 項により、会議への出席に含めるとされています。

本日の委員の御出席は、公益代表委員 2 名、労働者代表委員 3 名、テレビ会議システムによる出席の岩永委員を含め使用者代表委員 3 名で、委員総数 9 名中 8 名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項（委員の 3 分の 2 以上又は労働者代表委員、使用者代表委員、及び公益代表委員の各 3 分の 1 以上の出席）の、定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを、御報告申し上げます。

続きまして、公開についてです。熊本地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第 7 条第 1 項により、本専門部会は原則として公開することとなっております。本日は報道機関から取材傍聴の申し込みがございます。

それでは以後の議事につきましては倉田部会長に進行をお願いしたいと存じます。部会長、よろしく願いいたします。

部会長

それでは、第 2 回熊本県最低賃金専門部会の審議を始めさせていただきます。この専門部会におきましては、本日、労使それぞれから基本的見解を出していただくこととなりますが、今年度も昨年度に引き続きエビデンスに基

づく納得感のある議論の形成に勤めてまいりたいと思いますので、委員の皆様には審議に御協力のほど、よろしくお願いいたします。

専門監督官        それでは、申し訳ございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

部会長            それでは議事に入ります前に、本日の資料につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

室長                本日の資料については、参考資料として中央最低賃金審議会令和6年度目安小委員会の第3回から第5回までの資料を準備しておりますので、後ほど御覧ください。以上です。

部会長            それでは審議に入ります。  
1番目の議題といたしまして「最低賃金法第25条第6項に基づく意見聴取について」です。前回の専門部会におきまして、日本民主青年同盟熊本県委員会という団体からの意見聴取につきまして、この団体がどういった団体であるのかを確認してから、意見表明の必要性について検討をしたいというふうに申し上げたところです。  
これにつきまして、事務局の方から資料を御準備いただきましたので、その内容について報告をお願いいたします。

室長                「日本民主青年同盟についてホームページから」というペーパーをお配りしています。これを御覧ください。  
組織については「青年の切実な要求に応え、生活の向上、平和、独立、民主主義、社会進歩を目指す自主的な青年組織」とあります。  
中央委員会は東京都渋谷区にございまして、熊本県委員会を含め各都道府県に存在しています。  
メンバーは全国で約1万人。15歳から30歳までの青年が地域、職場、学園で活動しているということです。活動の基本は週1回のミーティングということになっています。民主青年新聞を隔週で発行しているということと、日本共産党が活動のアドバイザーということになっています。ページをめくっていただくと、ホームページの一部を載せております。そのほか青年同盟の目的というのと、規約というのがありますので後につけております。後で御確認いただければ幸いです。  
委員長である高崎氏に確認したところ、学生の活動の一環でやっているということで、労働者としての活動や使用者としての活動ではないということでした。以上でございます。

部会長            ありがとうございます。  
比較的若い方を中心とした組織ということですが、皆様の方から御意見や御質問はありますか。  
本田委員どうぞ。

本田委員 事務局の方で委員長とコンタクトを取られたことが前提のお話がありましたが、どれ位の時間お話をされたいというようなことは聞かれていますか。

室長 お話をされたいのであれば、こちらから 10 分程度というお話をしています。

部会長 前回の組合と、こちらと 10 分ずつ、20 分程度聴取という形ですか。

室長 そのようになります。

部会長 ありがとうございます。  
必要性の有無ということで、今頂いた情報から直ちに必要性を判断するのは難しいところでございますが、最低賃金近傍にいらっしゃるのは若い方がおそらく多いということもありまして、できるだけ広く御意見はお伺いした方がいいかなと思いますし、不必要とまでも言い切れないところがございまして、もし皆様から異議がございませでしたら、こちらの団体からも意見の表明の機会というのを差し上げたいと思いますが。  
はい。西委員どうぞ。

西委員 一つ確認ですが、先日の資料では弁護士会からの資料もございましたが、弁護士会からは話をしたいというような話はないのですか。

室長 弁護士会からの資料に関しましては郵送で送られてきたのみで、こちらからあえて意向確認はしていません。

西委員 ほかの 2 者は、意見を話す場を頂きたいとおっしゃったのですか。

部会長 一応、出していただいた団体さんの中で、もう一つの労働組合さんと、こちらの団体さんについては、一方では口頭で、一方は前回も資料がついていたと思いますが、文書にて直接審議会で意見を述べたいということが出されましたので、それを踏まえての今回のお伺いということになっております。  
はい、山本委員どうぞ。

山本委員 最終判断は部会長の方でされて結構かと思っております。ただ、これを見させていただきましてところ、少し政党色が強いなというのが一つと、前回、全労連さんから出された要望書と日本民主青年同盟熊本県委員会の要求項目というのがだいたい 3 項目とも同じ内容になっていきますので、同じ主張になってくるのかなというふうには思っていましたから、双方から意見を聞く必要はあるのかな、というのは労働者側として事前に話合っていました。ただ、広く意見を聴くべきだという部会長の御判断があれば、それはそれとして受け止めますけれども、同じ話になるのではないか、若い世代からの訴えということなのでしょうけれども、同じ切り口でのお話を聞くことになるのかなとは思いました。

部会長

ありがとうございます。

聞いてみないと何とも言えないところではありますが、そういう可能性は高いかもしれません。いずれにしましても、それぞれ異なる団体でございますので、今回につきましては広く意見を聴くという、そういう観点からお伺いをしてみようかなというふうに、個人的には考えているところでございます。使用者側の方はよろしいでしょう。

原山委員、どうぞ。

原山委員

確認ですけれども、要請書の方は日本民主青年同盟熊本県委員会の委員長として出されていますけれども、この意見書の方は個人の名前になっていますが、これはイコールと理解してよろしいでしょうか。

室長

当初、書面の提出を行いたいということでしたが、意見聴取の公示を行っていただきましたので、そういう場があれば意見を述べたいとおっしゃいまして、まずは書面を提出してくださいという話をした結果、この意見書の提出がありました。

基準部長

今の御質問ですけれども、室長が申し上げましたとおり、意見書提出の際は個人名で御提出がありましたので、本人に確認を行いましたところ、団体の委員長として提出していますということで、意見書と要望書は同一のものとして取り扱ってくださいということで確認を行っております。

部会長

ありがとうございます。では、あくまでも個人ということではなく、団体からの意見表明として受け止めさせていただくということでよろしいでしょうか。

熊本では、今回初めての試みではございますが、他県では既に行われているところもあるようで、事業場視察と合わせまして、実際にこの方々の声を聞くというのは貴重な機会になると思いますので、皆様が御同意いただけましたら、今回につきましては御二方の団体から御意見をお伺いしていきたいと思えます。ただ、先ほどの話にもありましたように、あまり長時間お話を伺いするのは審議の妨げになりますので、その点はあらかじめ打ち合わせの方を事務局はよろしくお願いいたします。

それでは聴取を実施する方向で調整お願いしたいと思えますが、日時としてはどのような予定になりますでしょうか。

室長

先方が、意見聴取がなされる時は7月30日を希望していますので、7月30日に開催される第3回専門部会でいかがでしょうか。

部会長

では、二つの団体同時にということで、皆さんよろしいでしょうか。

委員全員

(異議なし)

- 部会長                    ありがとうございます。では、準備のほうよろしく願いいたします。  
2番目の議題に移らせていただきます。労働者代表委員及び使用者代表委員からの基本的見解の表明になります。
- これから熊本県最低賃金の改正の具体的な審議ということになってまいります。それぞれに基本的見解の準備をお願いしておりましたので、これから表明をお願いしたいと思いますが、順番といたしまして、昨年度は使用者側からお願いいたしましたので、本年度は労働者側からお願いできればと思いますがよろしいでしょうか。
- 浦田委員                申し訳ございません。原山委員が15時から別の会議に出席しなければならず、できれば使用者側からでもよろしいでしょうか。
- 山本委員                使用者側からで構いません。
- 部会長                    ありがとうございます。  
それでは使用者代表委員からお願いいたします。
- 原山委員                それでは失礼いたしまして、冒頭に御説明をさせていただきます。  
お手元に紙をお配りしておりますけれども、令和6年度熊本地方最低賃金についての基本的見解ということで、表裏の紙をお配りしているかと思えます。これを読み上げさせていただきたいと思えます。  
本年4月18日、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会等は、国に対して最低賃金に関する要望を行いました。この考え方等を踏まえつつ、当審議会における基本的見解として以下のとおり整理をいたしました。  
日本経済がデフレから脱却し、真に力強さを取り戻すためには、物価と賃金の好循環により実質賃金の上昇につなげていくことが求められます。そのためには、全国の企業数の99.7%、熊本県内においては99.9%を、従業者数の69.7%、熊本県内においては92.7%を占め、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の賃上げが重要であり、人手不足等を理由とする防衛的賃上げではなく、業績の改善を伴う前向きな賃上げの動きを広げていかなければなりません。こうした中、昨年の熊本県の最低賃金は、中央最低賃金審議会が示す目安額39円を上回り、過去最高となる45円の引き上げとなりました。  
法定三要素のうち生計費（物価）と賃金が上昇局面に入らる中で、ある程度の引上げは必要と考えるが、中小企業・小規模事業者の経営や地域経済に与える影響に十分注視が必要であります。最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティネットとして赤字企業も含め強制力を持って運用されるものでございまして、法定三要素に関するデータに基づく明確な根拠のもと、納得感のある審議決定が求められます。  
政府は、最低賃金を2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることを目指すとの目標を示していますが、政府の役割はあくまで環境整備であり、最低賃金制度の主旨を踏まえれば、これを賃上げ実現の政策的手段とすることは適切でないと考えております。

昨年の全国の地域別最低賃金では、中央最低賃金審議会が示した目安額を大きく上回る額の改定が相次ぎましたが、隣県との額差等を過度に意識し、実態を十分に踏まえない引上げが行われれば、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の経営に深刻な影響を与えることも懸念されます。また、熊本県内の中でも、県内市町村によって賃金等に係る格差があります。熊本市内やその近郊においては、労働市場で高額な賃金が決定されている現状であり、毎年引き上げられる最低賃金額にも対応できる場合が多いと考えますが、その水準にない地域にあつては、最低賃金上昇の影響は大きく、場合によっては事業存続の危機に直結し、地域の更なる疲弊につながる可能性もございます。

法的強制力を持つ最低賃金を議論するに当たっては、県内地域間格差に十分配慮する必要があります。特に、中小企業・小規模事業者は、労働分配率が7～8割と高いことに加え、原材料やエネルギー、労務費などのコスト増加分の価格転嫁が十分には進んでおらず、賃上げ原資の確保が厳しい状況にあります。こうした中小企業・小規模事業者の経営実態を十分に考慮した上での議論が必要と考えます。

例年、地域別最低賃金は、10月1日を軸にした時期の発効となっておりますが、違反すれば罰則を伴う制度であり、最低賃金引上げの影響を受ける労働者が増える中、各事業者は2カ月程度で対応せざるを得ず、多くの中小企業・小規模事業者から負担の声が上がっております。年度途中での賃上げに伴う価格転嫁も容易ではないことに加えまして、労働者が、103万円・130万円等の壁により年末に就労調整することにより、人手不足となり事業が円滑に実施できないといった声が届けております。賃上げ原資及び人材の確保の面からも十分な準備期間を確保し、年初めまたは年度初めの発効とすべきと考えます。

以上でございます。

部会長

ありがとうございます。

引き続き使用者側のほうからでよろしいでしょうか。はい、それではよろしく願いいたします。

岩永委員

はい、それでは引き続き私の方から見解を述べさせていただきますが、内容的には今、原山委員のほうから御発言があった内容と大体似たような内容になっております。しばらくお付き合いください。

お手元にありますのを読み上げさせていただきます。

日本経済の現況としましては、円安基調の中、主に輸出関連の大手企業や、インバウンド増加による関連観光産業の好調さに牽引されて、昨年度の一般会計の税収も72兆円を超えたということで、4年連続で過去最高を更新したと発表されております。内訳を見ますと、大企業が過去最高収益を上げたということもありまして、法人税や消費税は増えておりますが、所得税に関しましては賃金上昇や配当収入の増加に伴う税収増よりも、課税方法の変更による下押し効果が勝って若干減少したということになっております。

今年の春季労使交渉、春闘では、経団連発表の大手企業については 5.58% の賃上げが達成できたとしておりますが、日本商工会議所の調べでは、中小企業の賃上げ率は 3.62%にとどまったとの事で、大企業と中小企業の規模格差が如実に現れております。

連合さんの最終集計でも、平均では 33 年ぶりに 5%を超えて 5.10%となり、また、連合熊本さんの最終集計でも熊本県内 86 組合の平均賃上げ率も昨年の 3.80%を上回り、32 年ぶりに 4%を超え 4.53%に達したとの事で、全国はもちろん、熊本でも大幅な賃上げが実現できている。日銀熊本支店さんが発表した 6 月の企業短観でも、業況判断指数 DI が全産業でプラス 29 という高水準で、前回からも大きく改善したとの事であります。ただ、夏季賞与については、地方経済研究所さんの調査によりますと、県内 216 社の回答では、ほとんどのところが増えたというところが多いのですが、前年よりも「減額」という企業が僅かに増えた、という結果が出ているようです。

一方で、東京商工リサーチさんによる上半期の企業倒産件数は、前年同期比で 22%増の 4,931 件で 10 年ぶりの高水準となり、このままで推移すれば年間で 1 万件を突破する可能性もあるということです。いろいろな要因はあるんでしょうけれども、その中で物価高が要因での倒産は 23.4%増の 374 件、コロナ禍でのゼロゼロ融資返済に伴う倒産が 327 件、そして人手不足による倒産は 2.2 倍の 145 件で、調査開始の 2013 年以降最多だったということです。倒産の 88%が従業員 10 人以下の小規模事業者で、特に建設業や運輸業での増加も目立ったという事です。但し、熊本県内においては TSMC 効果もあり、前年同期で 4 件少ない 38 件だったという事です。それでも九州管内では福岡に次いで 2 番目の多さということです。そして、要因としても販売不振が 9 割を占めているということで、若干様相は異なっておりますが、しかし、下期に向けて倒産件数増加の火種は相変わらずくすぶっているというふうな状況だそうです。

いずれにしても、中小・零細、小規模事業者にとって、借金返済、物価高、人手不足の三重苦は重くのかかっている状況であります。かたや、厚労省の毎月勤労統計調査によると、実質賃金は 5 月迄の 26 ヶ月連続でマイナスになっています。5 月の所定内給与は 2.5%のプラスで 31 年 4 か月ぶりの上げ幅だったということですが、3.3%上昇した消費者物価指数に追いつかず、4 月からも若干悪化して、1.4%のマイナスとなっております。内閣府によりますと、昨年度の全国消費者物価指数は、その前年から 2.8%上昇し、今年度もトータルでは 2.8%の上昇になるという予測が出ております。厚労省の中でも「物価上昇が落ち着かないと実質賃金のプラス転換は難しい」との見方も一部で出ているということです。つまりは、為替が円高基調に傾き、円、つまり日本経済がもっと強くならなければ、この物価上昇はなかなか止まらないのかもしれない。

近年は、大企業と中小企業、零細企業との企業間格差がさらに広がり、また、中小・零細企業が多い地方と大企業が多い都市部との地域間格差も問題となっておりますが、それら格差是正に関する対策もまだ途中であり、ほとんど進んでいないような状況だと思っております。企業の責任は重要であり

ますが、これらの問題対応を全て企業側にばかり求めるのは、酷な面もあるのじゃないでしょうか。

10年以内に最低賃金を全国加重平均で1,500円に引き上げるという目標を理解はできます。しかし、人材不足問題や、まだまだ道半ばの価格転嫁問題、特に労務費の価格転嫁等の改善環境が整わない中で一気に進もうとすれば、中小・零細企業はかなり大きな犠牲を払う事が予想されます。熊本におきましても、人手不足対策のため苦しい経営状況の中、防衛的賃上げをせざるを得ない事業所も相当数あると聞いております。多くの企業は少しでも賃金や待遇を更に高める努力もしているが、簡単にはいかないという事業所もまだまだ多ございます。法律で罰則規定のある最低賃金を決めるのに必要な三要素をしっかりと考えたい。生活に苦しむ労働者の生計費と同様に、苦境に喘ぐ事業者の支払い能力もしっかりと考慮して頂きたい。

先ほども触れましたが、熊本県は他県に比べ好材料は揃っておりますが、いくつかの企業アンケートによれば、全ての産業・企業・地域にもその恩恵が及んでいるとは、まだまだ言えない。昨年も主張したが、最低賃金の引き上げに異論は全くない。むしろ、引き上げ続けていくべきだと思っている。しかし、問題はその額であります。どの程度の引上げ額が適切か、あらゆるデータを参考にしながら、話し合う必要があります。一部の評論家さんの中には「使用者側委員はたった何十円も上げる事ができないのか」という発言をする人もいるようですが、場合によっては、抱える従業員数にもよりますけれども、トータルでは社会保険料等を含めた総人件費が、年間で何百万円もの増加になる事業者もあり、それだけで利益が吹っ飛ぶという厳しい事業者がいることも理解して欲しいものです。

熊本の現状及び未来を見据えて、中央最低賃金審議会が出した目安額50円という理由・意義についてしっかりと議論を進め、審議を尽くしたいと思っております。

長くなりましたが以上でございます。

部会長

ありがとうございます。  
浦田委員お願いいたします。

浦田委員

それでは、私の方からは例年この場で御紹介しております、県内中小企業490事業者を対象とした経営への影響調査につきまして、6月末のデータがまとまりましたので御紹介しながら考え方も述べたいと思います。

お手元にカラー刷りの資料があると思いますので、そちらを御覧いただければと思います。

この調査は、県内49商工会の中から10者ずつ選びまして、主に小規模事業者が中心でございますが、490者のデータと意見を聞いております。

1ページは売上高の状況でございますけれども、今年6月と1年前を比べた時、これは左側のグラフの方ですが、38%の方が売上減という状況でございます。右側のグラフ、これがコロナ前の令和元年とを比べておりまして、下回る割合が増えまして45%となっております。ただ、後ろの方にA3の紙を2枚「対前年同月比売上高の推移」と「対コロナ禍前同月比売上高の推移」

というグラフを付けておりますけど、対前年比の一番右の棒グラフを見ていただきますと、青色の部分が増えておりまして、今までで一番高いです。それと対コロナ禍前が次のペーパーですけれども、これも今まで一番高いところということですね。両方とも今回がこれまでで一番の回復を見せているという状況になっております。

2ページを御覧いただきたいと思います。これは、先ほど岩永委員のお話の中にもありましたTSMCの話です。県内全域にどういうふうに行き渡っているのかということで、プラスの影響が1割程度という状況で、全体に行き渡っているとは言えないような状況でございます。

3ページです。これも倒産のところでも少し話が出ましたけれども、本格化してきております、コロナ関連融資の返済見通しについて聞いております。

返済が「不安」「困難」「厳しい」という事業者が1/3程度となっているところでございます。

続きまして4ページのところですが、原油高等の売上・利益への影響を調査しております。ここで言いたいのは緑の部分ですね。売上は価格転嫁等が進んで、表面上は増えておりますけれども、利益は横ばい、あるいはマイナスとなっているという割合が4割となっております。また利益が横ばいか減少というのがですね、赤い太線で囲ってありますけれども、そういう回答は、単純に足すと9割を占めているということで、なかなか売上は上がっているんですけど、表面上は上がっていますけれども、収益には繋がっていないというような状況が見えると思います。

次に5ページですけれども、課題となっております価格転嫁、この状況を時系列で見てみますと、大きな意味では価格転嫁ができたという割合が増えております。青と緑の部分を合わせますと69%になります。まあ7割近くは価格転嫁ができたという回答をしておりますけれども、緑の部分の価格転嫁できたが不十分であるという回答が全体の6割を占めておりまして、十分に価格転嫁できているという回答は1割に留まっているというような状況です。

6ページではですね、「原材料費」「電気、ガス、燃料代等」「人件費等労務費」の三要素の価格転嫁の状況についてお尋ねしております。特に「人件費等労務費」の価格転嫁が進んでいない状況が見て取れます。

7ページはですね、人手不足についてお尋ねをしております。不足というのが43%となっております、その上の「事業規模を縮小しながらなんとか足りている」というところも5%という状況にありました。

8ページが賃上げの状況です。今年に入ってから賃上げの状況を取りましたところ、左側の37%が今年に入ってから賃上げ予定はない。一方、右側の63%はですね、3月や6月まで、7月及び10月以降に賃上げという結果が出ております。昨年調査ではですね、ちょうど半々だったので、全体としては賃上げムードが浸透してきていることが伺えると思います。

9ページをお願いします。月額基本給を引き上げたところの引上げ率を聞きました。これは事業所にもよりますけれども、意外にも10%以上、5%以上あげましたというところが、合わせて153者の中で34%ということでございます。3%以上賃上げを行ったというところもトータルしますと6割を超えておりまして、ただ一方で3%未満、分からないというところも4割弱ご

ざいますので、事業者あるいは業種によってですけれども、賃上げしたところにもこういう差が出ている状況でございます。

次に、飛びまして12ページをお願いしたいと思います。1年前の令和5年度の最低賃金が上がった時の対応をお尋ねしました。経営者側から見たデータですけれども、去年898円に上がった時に、それを下回る従業員がいたので引き上げた。あるいは上回る額まで引き上げたというのを合わせて23%の事業者がおられました。これはですね、去年は17%、さらに一昨年は14%という数値でしたので、2年間で9ポイント増加したということになっております。近年の最低賃金の大きな伸びによってこのような事業者が多くなってきております。

13ページお願いします。これはですね、今年の熊本の最低賃金の水準はどれ位がいいでしょうか、というふうにお聞きいたしました。これについては6月末だったんで、いろんな情報がない中での情報なので、区切りが曖昧なところもありますけれども、右の方898円を維持とか900円という所が多く、それぞれ全体の18%となっているところです。あるいは一部には引き下げという意見もありましたし、上げて昨年よりも下回る額であってほしいというのが合わせて49%、約5割となっております。昨年よりも10ポイントここは高くなってきているような状況です。中には経営状況もいい、あるいは、上げないと人も集まらないという理由で、昨年と同程度の賃上げの943円、あるいは950円、あるいは1,000円を超えるという回答も出ておまして、昨年以上の引き上げ額という割合がここでは2割、21%という状況になっておりました。

14ページからは個別の事情やアンケートの自由記述ということで、生の声を上げてもらっておりますので、時間があれば後ほど御覧いただければと思います。

最終ページ、20ページでは商工会員の廃業・倒産の状況を掲載しております。先ほど岩永委員の御説明の中では、熊本は比較的全国に比べて少ないという話がありましたけれども、我々の会員さんたちの数値を見ますと少し増えているなというような形で、全体的に増加傾向になっているのが見てとれると思います。

まとめとしましては、売上も回復して、価格転換もしっかりできている業績のいい業種や事業者は、割と対応できると思いますけれども、そうではない事業者もここにはたくさんいらっしゃいますので、我々は厳しいところに着目して検討していきたいと思っております。

以上でございます。

部会長

ありがとうございます。

それでは、労働者代表委員お願いいたします。

山本委員

労働者側から基本的見解を申し上げたいと思います。

資料を1枚めくってください。目次を付けさせていただいておりますけれども、その下の最低賃金の目的と役割について、改めて訴えをさせていただきたいと思っております。

私たち労働者側としては、最低賃金制度そのものに対する捉え方であったり、この審議会に臨む基本的なスタンス、ここに基づくものですので御紹介を改めて申し上げたいと思います。

一つは、憲法では「全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされており、それから労働基準法では、第1条で「人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなければならない。」第2項では「労働状況を低下させてはならないことはもとより、向上を図るよう努めなければならない。」このように定めてございます。そして、最低賃金法ですけれども、第1条「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保証することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と、それぞれの憲法、法律で謳っている内容でございます。その下にあります第9条第2項では、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない。」ということ等がございます。私たちは最低賃金審議会に臨むにあたって、この3つのよりどころを基本に取り組みを進めてまいりたいと考えているところです。

2ページ目を御覧ください。これまでの審議の中でも、よく支払い能力がクローズアップされ、主張されることがございますが、2007年11月6日政府答弁で、この3つの要素とは何ぞやという御質問に対する答弁書が出されています。労働者の生計費とは、2行目は、労働者の賃金とは、と書いてございますけれども、赤い文字のところ「通常の事業の支払い能力とは個々の企業の支払いのということではなく、地域において正常な経営をしている場合に、通常の事業に期待することができる賃金支払能力を言い」ということが政府答弁で出されています。その生計費と賃金と支払能力のどこに重きがあるのかという問いに対して、一番下です「御指摘の3つの考慮要素については軽い、重い、こういったものがあるものでなく、いずれも最低賃金の決定に当たって考慮すべきでものである。」と、こういうことでございますので、これらを念頭に見解を述べてまいりたいと思います。その前に皆様には6ページ目以降、現状認識のところから齊藤委員のから御説明を申し上げてまいりたいと思います。

#### 齊藤委員

齊藤です。では6ページ以降の現状認識のところから説明してまいりたいと思います。8ページには熊本県の最低賃金の水準ということで出しております。前段ですが、皆さんはワーキングプアという言葉をご存知かとは思いますが、こちらは、働いている方々の収入が少なく満足な生活ができてない状況を指すということになっています。また、目安として年収200万円、月とすれば約17万円、手取りにすると13から14万円というようなことが載っております。

今現在熊本ですが、現在の熊本の最低賃金が898円、No1のところになりますが、換算をすると月額で156,072円になります。

No2になりますが、最低賃金での可処分所得というところで、月額125,950円になります。

No 3 以降は、熊本県の新規学卒者所定内給与額ということで大卒男子、大卒女子、高卒男子、高卒女子ということで時給換算すると、いずれも 1,000 円を超えてきているという試算を出しております。

No 4 になりますが、こちらが短時間労働者の 1 時間当たりの所定内給与額（10 人以上）ということになっております。男女の内訳は次の 9 ページのほうに載っておりますので後から御参考にしていただければと思います。男女の平均時給 1,181 円、こちらですね、12 ページに表が載っておりますけれども、表の求人賃金の上限というところで 1,180 円と載っておりますが、こちらを参考に試算したところ、月額で 205,258 円という形で出ております。

No 5 に勤労者世帯の実収入ということで、これは全国のものになりますが、月額で 357,913 円、No6 の消費支出、全国のものですが 167,620 円になります。

No 7、8 については標準生計費、生活保護の試算ということで出しております。先ほど言いました 9 ページは、短時間労働の 1 時間あたりの賃金ということで、男女調査の結果になります。

見ていただくと、全国、福岡、熊本と載せておりますけれども、福岡と熊本の男子の産業計の差というのが 37 円、女子になると福岡と熊本で 68 円の差がありますという形になります。

次に 10 ページになります。10 ページと 11 ページは、毎年 8 月から 9 月に連合熊本が連合本部主催で行っている、地域ミニマム運動ということで賃金実態調査の結果になります。御参考にしてください。11 ページになりますけれども、こちらが連合熊本賃金実態調査結果の産業別ですね、連合熊本加盟の県内組織労働者の賃金の実態という形で出しております。一番下の時間給換算になりますが、全産業で 1,248 円「金属」「化学繊維」「食品」「交通運輸」「サービス一般」「製造業」「商業流通」ということで、全て 1,000 円を超えているという状況です。

12 ページですが、こちらは先ほど御紹介しました「職業別求人賃金・求職（希望）賃金、フルタイム及びパート」ということで、求人賃金、求職の賃金の表になります。

次に 13 ページになりますが、こちらは熊日新聞さんの記事を載せております。熊本県内の有効求人倍率ということで、2024 年 5 月県内の有効求人倍率は、前年前月比 0.04 ポイント減の 1.21 倍ということで物価高による高齢者の求職増や、賃上げの動きを受けた転職希望者の増加で求職が増加したということで、全国平均との比較では 0.03 ポイント下回ったということです。有効求人数は前月比 0.8% 減の 35,130 人と 4 か月連続で減少、有効求職数は 2.5% 増の 28,925 人で 3 ヶ月ぶりに増加という形になっております。

14 ページになります。こちらがパートタイム労働者の時間当たり給与と求人募集賃金、最低賃金の推移になります。こちらですね、表を見られたことがあるかと思いますが、熊本県の最低賃金 898 円が一番下の青い線になります。それと「ハローワーク + 民間」「民間のみ」「毎勤統計」というところで、全て 1,000 円台で上回っているという状況です。

次の 15 ページになりますが、地域間格差の推移ということになります。表のとおり「最高」が緑「全国」が青「最低」が赤、点線が最高額に対する最

低額の比率ということで載っております。こちらの表を見ていただければ分かるのですが、一応試算ということで東京、熊本、福岡を出しておりますが、やはり熊本と福岡で 7,474 円の差がありますというのと、一番高い東京になると 37,367 円の差があって、大きな地域間格差が存在をしている状況です。地域別最低賃金は地域の賃金相場を形成するベースであり、最低賃金の地域間格差がそのまま賃金相場の格差にも繋がっていることが推測されています。結果、人口の県外流出やUターンなどの弊害になっている。また県内ではTSMCの熊本進出で、台湾出身者やベトナム、フィリピン、インドネシア出身の方が増えてきていると見ております。最低賃金は外国人労働者の賃金にも影響を及ぼしているということで、外国人労働者確保も困難になることが予想をされております。

16 ページになります。こちらは世界の最低賃金額の状況ということで、日本を見ていただきますと、世界と比較すると日本はやはり低い金額の水準になってきているという状況です。

次に 17 ページからですが、消費者物価指数ということで、商品の価格の平均的な動きを測定したものという形になります。2024 年 6 月の消費者物価指数の総合は +2.8%、生鮮食品を除く総合は +2.6%、生鮮食品及びエネルギーを除く総合は +2.2%、持家の帰属家賃を除く総合は +3.3% となっていると、いずれも対前年同月比ということになります。物価の上昇は 2023 年以降減少の傾向にあるものの、足元ではプラスで推移をしているという状況です。

次に 18 ページになります。18 ページは消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移という形で、消費者物価指数の基礎的・選択的支出項目です。まず指数を見ると、基礎的支出項目は 2021 年以降、選択的支出項目は 2022 年以降どちらとも上昇を継続しているという表になります。直近の 6 月の数字も欄外に載せております。

次に 19 ページになりますが、こちらは消費者物価指数で「頻繁に購入する品目」の対前年上昇率の推移という形です。消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる 1 世帯当たりの年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区別に指数を作成しています。購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度 15.0 回以上の品目であるということです。真ん中の表ですね、2023 年 10 月から 2024 年 6 月の平均ということで、5.4 になっております。商品の価格が現在も上がっているということが読み取れるかと思えます。

続きまして、20 ページ、21 ページになりますかこちらはですね、熊本県企業の「休廃業・解散」動向調査という形になります。2023 年の休廃業・解散は 572 件、前年から 14 件減少という形で、2 番目に「黒字」休廃業の割合、過去最低の 45.5%「資産超過」休廃業の割合も低下。3 番目に休廃業企業の経営者年齢、平均 71.6 歳過去最高を更新。4 番目に 8 業種中「建設」「小売」「運輸・通信」の 3 業種で増加。5 番目に「あきらめ廃業」「前向き廃業」混在の 1 年に先を見据えた判断せまられる。という形になっております。熊本県の 2023 年の休廃業・解散は 572 件で 2 年連続減少、過去最小という形になっております。

次に 22 ページです。こちらが完全失業率と有効求人倍率の推移ということでグラフになります。2002 年からの 21 年間で最低賃金の表のとおり 1.51 倍となっております。完全失業率は半分、有効求人倍率は約 2.4 倍という形になっております。

次に 23 ページになります。経団連の委員会報告ということで載せております。こちらで 3 項目抜粋をしております。「人への投資」促進の両輪と位置付けている賃上げと総合的な処遇改善・人材育成を通じて働き手に適正に分配する「成長と分配の好循環」を回していく必要があるというのが 1 点目。2 点目に、原資の確保が不可欠であるとして、人件費・労務費の増加分を含めた適正な価格転嫁・価格アップを社会全体で受け入れる意識改革が必要ということと、雇用者の 4 割近くを占める有期雇用等労働者の賃上げ・処遇改善に今後も取り組んでいく。3 点目に、経団連は「社会性の視座」に立って、賃上げのモメンタムの維持・強化、構造的な賃上げの実現に貢献すべく、2023 年以上の熱意をもって臨む覚悟であると記されております。

24 ページになります。こちらが「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」ということで、2024 年の改訂の考え方が載っております。「消費」が活発化し、企業収益が伸びる。それを元手に企業が成長のための「投資」を行うことで、「労働生産性」が上がり、賃金が更に持続的に上がるという好循環を実現するために、「コストカット型の経済」から「成長型の新たな経済ステージ」へと移行することを目指しているということ、これまでの 30 年間のデフレ経済下では、生産性が上がれば賃金が上がると言われていたものの、実際は企業収益が伸びた時ですら、人件費は上がらなかったと、長年染み付いたデフレ心理を払拭し、「賃金が上がることは当たり前」という方向に、社会全体の意識を一気呵成に変えることが必要であるということを書いてございます。最低賃金の引上げということで、最低賃金の加重平均は 1,004 円と過去最高の引き上げとなっていました。今年は最低賃金の引き上げについて、公労使三者者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論するということ、2030 年代半ばまでに 1,500 円となることを目指す目標について、より早く達成できるよう、中小企業の自動化・省力化投資や、事業継承、M & A の環境整備等について、官民連携して努力するというということと、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図るということでもあります。今回で地域格差を是正できるよう議論できればと思っております。

次に 25 ページになりますが、こちらは連合の 2024 年の春季生活闘争のポイントということであげております。中小企業の賃上げ実現という思いで、中小企業の成長なくして日本経済の成長はありませんという思いです。継続的な賃上げの実現をとということで、今回春闘にあたってまいりました。こちらですね、中小企業が賃上げできる環境の整備ということで、赤字で取引の適正化及び価格転嫁の実現ということでもありますけれども、こちら全国で、経営者団体・行政・自治体・金融界・運送業・労働団体などによる価格転嫁の円滑化に関する協定書の締結が進行中ということで、熊本では 2023 年の 12 月 19 日付けで全 16 団体ですね、熊本県庁で協定を締結しております。九州では福岡、長崎、大分、宮崎、沖縄で締結をしております。

次 26 ページになります。こちらからですね、連合集計の労働環境 2024 年賃上げ状況ということで、熊本の最終結果、全体で 12,501 円で率として 4.53%、300 人未満が 10,894 円で率として 4.54%になっております。今回の集計結果では、2 年連続で全体としては 1 万円を超えたというのと、300 人未満になりますが、こちらでは 2014 年以降記録を取っておりますが、それ以来初めて 1 万円を超える賃上げを獲得することができました。報告があった 86 組合のうちベースアップを獲得したのは組合の 74.4%、ほぼ 7 割以上の組合でベースアップを獲得しています。さらに定昇とベアを合わせて 4%以上という組合が 46 組合、71.9%と過半数を占め、その最高額は 17,365 円でした。業種別で見ても、全ての業種でベアが報告されていますが、特に製造業と商業流通を中心に高い賃上げがされ、熊本県の全体を押し上げております。これはですね、熊本の労働組合が粘り強く交渉した結果と私どもは受け止めております。

27 ページは賃上げの状況ということですが、これは日本経済団体連合会の状況になります。それと「有期・短時間契約等労働者の賃上げ」これは連合集計で全国版になります。

最後になりますが、28 ページです。連合の考える最低生計費との比較ということで、「連合 2023 簡易改定リビングウェイジ」というふうになります。お手元に別冊子で「2021 連合リビングウェイジ報告書」をお配りしております。こちら後からお読みいただければと思っております。リビングウェイジの方はですね、労働者が最低限の生活を営む必要な賃金水準を連合が独自で算出しているものです。さいたま市の調査に基づいてマーケット・バスケット方式ということで、必需品の個数や枚数など 1 つ 1 つを積み上げていく計算方式になります。都道府県別のリビングウェイジ、さいたま市のリビングウェイジを住居費以外と住居費に分け、地域差を推計し都道府県別に換算し、両者を合計したものであるという形での算出となっております。熊本に黄色の網掛けをさせていただいてますけれども、九州を青色の文字にしております。

熊本のリビングウェイジということで、金額とすれば 1,050 円で、自動車保有をされている場合ということで 1,364 円になります。

こちらのほうですが、最低賃金は現在 898 円ということで、九州では長崎と同率で 4 番目という形になります。そして、すみません、修正で 6 ページの概況のところ、「しかし」というところで「佐賀が目安プラス 8 円で結審し」というところにいるんですけども、結果熊本は九州では「3 番目で同位長崎」と書いていましたが、申し訳ございません、「3 番目」ではなくて「4 番目」ということで修正をお願いいたします。

私からは以上になります。

山本委員

ということで、まとめにはいらさせていただきます。3、4、5 ページ御覧いただきたいと思っております。いろんなデータ御紹介をしましたけれども、労働者側として今回の状況をどのように見ているのか、御紹介をしていきたいと思っております。その後基本的見解を申し上げます。

まず 1 つ目の要素。3 ページ目、地域における労働者の生計費、暮らしていくために必要な経費をどのように見るか。県内 6 月の消費者物価指数、こ

れは前年同月比 2.6%上昇、27 ヶ月前年同月を上回るということですから、一昨年から去年に対して上回って、さらに去年から今年に対しても上回ってきていると、ずっと上回っているという動きです。それから、食料関連やエネルギー関連の上昇、これがやっぱり家計に大きく影響してるだろうとこのように受け止めております。連合では独自の最低生計費リビングウェイジを設定させていただいております。これは連合独自のものですから、中央最低賃金審議会の公益見解の中でもリビングウェイジという言葉は出てきておりません。ただ私どもは丁寧に積み上げた数字というふうに思っていますので、それでいくと熊本の場合は時給 1,050 円、単身世帯で自動車なし、教育費ゼロ、その場合でも 1,050 円は必要ということで考えております。若干補足すると、こういうことです。作りながら気付いたんですが、8 ページ目を御覧いただきたいんですけども、今熊本は 898 円ですから月額換算すると 156,072 円で、それで可処分所得に従って大体手取りで 13 万円弱というのが最低賃金の水準になるかと思えます。ところが 6 番を御覧いただきたいんですけども、総務省の家計調査報告というのが出されておまして、全国レベルではありますが、単身の 58.2 歳の方、平均的には 167,620 円は支出をしているという状況ですから、熊本の場合 125,950 円の手取りの人は 16 万円は払えませんよね。こういう数字も見えてきましたので、少し御紹介をさせていただいておきたいと思えます。

それから 3 ページ目に戻ります。読み上げに近くなります。T S M C 進出による急激な土地の高騰化により賃貸住宅の高騰、住宅の購入が困難という情報なども新聞報道などでも出されています。政府によるエネルギーの負担軽減策は、今度 8、9、10 月もされますが、これはまた期間的にも限定的だと、このように思っております。生計費、大変厳しくなってきているということです。

それから 2 つ目の要素、賃金です。賃金についても先ほど申し上げ、御紹介をさせていただいたとおりですので、多くは申し上げません。目で追っていただきたいと思えます。気になるのは 3 ポツ目、T S M C の関係もあって大卒の初任給は 28 万円と、高い水準にあるという事実がございます。その下、募集賃金も現実的には 1,180 円から 1,050 円で募集をされているという実態がある。そうしないとなかなか人が寄ってこないということではないかと思っております。

それから 3 つ目の要素、賃金支払い能力です。これは申し上げましたとおり、個々の支払い能力ということではなくて、地域において正常な経営をしている場合にと書かせていただきましたが、この審議会においては、1 つ 1 つの会社の経営や賃金水準をどうしていくのかという論議の場所ではないと思っています。先ほど御紹介がありました統計で、最低賃金を下回ったので引き上げざるを得ませんでしたというのが、330 者のうち 77 者ございました、23% になっています、というのを先ほどデータとして御紹介をいただきました。77 者 23% は引き上げざるを得なかったということですが、最低賃金審議会はそのために行っているというふうに私は思っていますので、これは素晴らしい数字だというふうに思っております。

熊本県内の経済状況「緩やかに回復をしている」これは九州の財務局あるいは日銀熊本支店からも同じような形で出されております。それから東京経済熊本支社及び帝国データバンク、こういったものによりますと、前年度比で倒産件数、これは負債額 1,000 万円以上ということですが、このケースは微増ということが出されておりました。特に建設業が7件ほど増えているということだそうです。サービス・小売りはほぼ同数、サービスがプラス2件、小売りがプラマイ0ということだそうです。それから休廃業、これ 2023 年ということになりますけど、解散も含めて572件、その前の年よりも2.4%ほど減ってるということだそうです。

それからTSMCの効果、これは今のところエリアも業種も限定的かと思っておりますが、今後これをどのように全体に広げていくかということ。こういう3つの要素については受け止めをさせていただいております。そこで4ページ目、5ページ目、ここは読み上げます。今回の金額審議に当たって、一つは最低賃金近傍で働く人たちの「くらしをまもる」ということで審議に入らせていただきます。個人消費は緩やかに回復はしていますけれども、資源高や円安の影響などによって、上昇局面に入った物価は現在も上昇し続けているという状況でございます。足元の実質賃金、前年比 - 1.4%と物価上昇に賃金が追いついていないという状況でございますので、特に最低賃金の近傍で働く皆さん方は大変生活が苦しいという状況でございます。生活水準の維持・向上の観点から、実質賃金の引き上げを意識した論議の必要性を感じているところで。

今日の資料にも付けさせていただきましたけれども、頻繁に購入する品目などかなり高くなってきているということも、中央最低賃金審議会の中でもかなりここが論議になったそうです。そこを私たちも意識をしておきたいと思っております。

2つ目です。「未来をつくる」ということで、これも数字の世界ですから、是非御覧いただきたいと思っております。連合関係でいくと有期・短時間・契約等労働者の賃金、時給レベルでも62.7円を今回上昇させていただいております。連合熊本も紹介をさせていただいたとおりでございます。

3つ目はお読み取りをいただきたいと思っておりますが、2行目の最低賃金を引き上げることで「労働状況の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び企業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」と、この目的を私たちは果たしたいというふうに思っております。

3つ目です。ミニマム水準へ、労働の対価として。今の地域別最低賃金の最高額1,113円で2,000時間働いても223万円と、これはワーキングプアという水準でしかございません。ですので、ここをなんとか労働の対価としてふさわしい水準に引き上げていけないものか、このように考えております。

第4表をいつも用いられることがございますが、賃金上昇率というのは、パートタイム労働者の前年からの賃金上昇全調査結果ということになっていて、賃金労働者の生活実態と生計費を踏まえた水準を論議する、こういう材料ではないというふうに思っております。そこは強調させていただきます。

4つ目地域間格差、これも是正が必要だと思っております。2002年は104円の差だったんですけれども、2018年は224円まで拡大をしております。昨年はCグループが頑張りましたので220円ということで縮まりはしましたが、地域間格差がまだかなり大きいというふうに思っており、ここを強く意識してまいりたいと思っております。

中小・零細事業者が賃上げをしやすい環境を作るべきだ。これは行政もそうですし、使用者側の皆さん方も、労働者私たちも同じ取り組みが必要かというふうに思っております。特に熊本、昨年12月19日の日、御紹介しましたように価格転嫁の円滑化協定16者で協定を結んでおります。それから昨年4月1日からは熊本県公契約条例を施行して、実施していただいております。今熊本市でも公契約条例の制定に向けて検討会が開始されております。是非ともそういったものを使って賃上げができる環境を整えていきたいと思っております。

6.労働市場の改善傾向を踏まえた審議ということで、ここはお読み取りをいただきたいと思っております。

以上、いろいろ申し上げました、最後に書いていますけれども、労働者側の最低賃金引上げの根拠としては最低生計費である連合のリビングウェッジ等といったものを意識して検討に入りたいと考えておりますので、是非とも御協力をお願いしたいと思います。

長くなりましたが以上です。

部会長

ありがとうございました。

それではただいま、労働者側、使用者側それぞれから基本的見解の表明をいただきましたが、それぞれの意見につきまして、お互いに御質問等あればお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

はい、浦田委員どうぞ。

浦田委員

労働者側の資料の19ページの見方ですが、これは、頻繁に購入する品目に対しての物価指数のこの項目というのは、通常の消費者物価指数の中にも入っている項目、包括的に入っているものなのでしょうか。要するに込込で、個別に見てみると、ここあたりが大きいのか、それとも消費者物価指数の通常の時には入ってなくて、個別に見たらそういう数字なのかというのちょっと教えていただければと思います。

西委員

ここに書かれている頻繁にというのが、通常の中にも含まれているかどうかという御質問ですね。

浦田委員

はい、そうです。

山本委員

それはわかりません。すみません、多分なんて言っちゃいかんのですが、全体の中からこれだけ引き抜いた形だろうと思っております。これは、先ほど労働局からも示していただきました中央最低賃金審議会の資料を、そのまま、私たちの基本的見解にも盛り込んだものです。頻繁に購入する品目は、主に

は日常の生活品ですから、特に最低賃金近傍で働いている人達には影響が大きいこととなりますので、この資料は審議会のみinnで見比べたほうが良いと思いい記載しました。先ほど紹介しましたように、中央最低賃金審議会でもここがかなり議論になったそうです。

浦田委員

そういう所得者層の方が買われているのでここをクローズアップして、消費者物価指数の中ではこれくらいしか上がっていないけれども、最賃近傍で働く人達には、こういった物の購入の際、率が高いのでもう少し影響があるだろうということですね。

山本委員

全くそのとおりで、去年は基礎的支出項目というところを論議した記憶がございます。基礎的ということでありますので、贅沢品ではなく日常生活品で、そちらの方が上がっていますよねというのを、去年かなり私ども主張させていただきました。その内訳が今年は出てきたというように、私共は受け取っております。中身が違っていましたら情報提供させていただきます。労働局のほうで分かれば、これ確か本省から出されている資料だと思いますが、そのように捉えていただいて間違いはないだろうと思っております。

部会長

ありがとうございます。

私も、頻繁に購入する品目というのが一般的な消費者物価指数よりも大分高いので、これをどう評価するのが難しいところかなと思っていて、実はなぜ今回、労働者側はあえて出してくるか聞こうかなと思っていたところですが、単に中央最低賃金審議会の資料にあったからここに引っ張ったということで、特別何か意図はないということですね。わかりました。

では、労働者側のほうから使用者側の基本的見解について御質問等ございますか。

山本委員

質問としては特にございません。

部会長

ありがとうございます。

それでは、私のほうから浦田委員のこの資料に関しまして確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

非常に県内の具体的な企業の調査結果ということで、実情の一つを示すデータがよく表れているなと思ったんですが、やはり対象ですね、調査対象というのは、どうしてもある程度限られてくると思いますので、その中身について教えていただきたいのですが、こちらに上がっている 490 者の大体の企業規模と業種あたりは何か特徴というかございますでしょうか。

浦田委員

はい、まず従業員の規模としましては、小規模事業者が多いと申し上げましたけれども、どうしても商工会の会員さんは地方にいらっしゃいますので従業員が少ないです。今回の 490 者はですね、毎回同じところを調査させていただいているのですが、5 名以下というのが 6 割、5 名以上から 20 名までが 23%、それ以上というのが残りということで、比較的地方の小規模なとい

うふうに考えていただければ結構です。それと業種ですが、小売りが 22%、サービス業が同じく 22%、飲食業が 18%、製造業が 16%、建設業が 13%ということで、ここも小売業、飲食業、比較的小規模なところが多いので、商工会の会員さんの特徴でもあるのですが、そういう方たちのところということです。一般的に言われる業況よりも少し全体的に悪いところです。

部会長 地域的には、県内満遍なく全ての地域ですか。

浦田委員 はい、49 商工会委員なので、まあ都市部は、例えば熊本でいけば旧飽託郡や、植木町、城南町、ここには商工会がございませぬ。そこは我々の調査対象でありますけれども、熊本市内の街中などこの周辺などは商工会議所さんのエリアになりますので、そういうところのデータは入ってないという形で、他にも八代商工会議所とか、県内に 10 ほどありますので、そういったところは、都市部がちょっと抜けているというか、地方でも都市部、人吉とかもありませんし、荒尾、玉名、山鹿、そういったところは商工会議所がございませぬ。まあ、合併する前の旧町単位では商工会がございませぬので、そういったところは我々が訪問しています。

部会長 ありがとうございます。

他に何かそれぞれのデータにつきまして、御意見とか御質問ございませぬでしょうか。よろしいですか。

それでは、今両者に基本的見解をいただきまして、これに基づいて公益と労働者側、それから公益と使用者側という形で、2 者間で個別確認等を行わせていただきたいと思います。

申し訳ございませぬが、傍聴の皆様につきましては、一旦御退席をお願いいたしまして、全体の話に戻りまた時には事務局よりお声掛けをいたしますので、そのような形をお願いできればと存じます。

それでは、労働者側と公益で個別の意思確認の時間をもうけさせていただきます。

( 個別意思確認開始 )

( 個別意思確認終了 )

( 審議再開 )

部会長 お待たせいたしました。

それでは公労、公使の個別確認が終了しましたので、再度全体の審議に戻りたいと思いますが、本日はまだ意見表明に留まるということでしたので、今日の議論というのここまでとさせていただきます。

それでは今後の審議日程ですけれど、事務局からお願いいたします。

室長                    はい、次回の日程につきましては、7月30日火曜日に第3回専門部会を、  
ここ、合同庁舎A棟10階大会議室で13時30分からの開催を予定しております。  
よろしくお願いします。

部会長                    ありがとうございます。  
おそらく、次回は第1回目の金額提示をしていただくこととなりますので、  
御準備をお願いするとともに、本格的に金額を交えた議論になるかと思いま  
す。場合によっては長丁場になる可能性がございますので、時間の確保につ  
きましては是非、皆様には御協力をよろしくお願いいたします。  
他に事務局の方から御連絡等ありますでしょうか。

室長                    ありません。

部会長                    ありがとうございます。  
それでは予定されておりました議題はすべて終了しましたので、本日は終  
了とさせていただきます。  
皆様ありがとうございました。